

様式2

法人名 医療法人養和会  
 所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (平成23年3月31日現在)

1. 資 産 額 3,695,275 千円  
 2. 負 債 額 1,617,425 千円  
 3. 純 資 産 額 2,077,850 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	760,505
B 固 定 資 産	2,934,770
C 資 産 合 計 (A+B)	3,695,275
D 負 債 合 計	1,617,425
E 純 資 産 (C-D)	2,077,850

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人養和会

※医療法人整理番号

所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

## 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	760,505	<b>I 流動負債</b>	933,281
現金及び預金	169,514	買掛金	20,841
事業未収金	435,453	短期借入金	808,100
たな卸資産	4,524	未払金	81,187
前渡金	1,049	未払法人税等	81
前払費用	1,678	未払消費税等	1,488
その他の流動資産	148,287	前受金	584
<b>II 固定資産</b>	2,934,770	預り金	20,853
1 有形固定資産	2,702,395	その他の流動負債	147
建物	1,876,228	<b>II 固定負債</b>	684,144
構築物	23,231	長期借入金	625,093
その他の器械備品	130,829	退職給付引当金	55,180
車両及び船舶	7,429	その他の固定負債	3,871
土地	655,742		
その他の有形固定資産	8,936	負債合計	1,617,425
2 無形固定資産	12,500	純資産の部	
ソフトウェア	10,880	科目	金額
その他の無形固定資産	1,620	<b>I 資本剰余金</b>	28,591
3 その他の資産	219,875	<b>II 利益剰余金</b>	2,049,259
有価証券	183,465	任意積立金	298,500
長期前払費用	6,585	繰越利益剰余金	1,750,759
その他の固定資産	29,825		
		純資産合計	2,077,850
資産合計	3,695,275	負債・純資産合計	3,695,275

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人養和会

※医療法人整理番号

所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

損 益 計 算 書  
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		2,968,044
2 事業費用		
(1)事業費	2,880,066	
(2)本部費	0	2,880,066
<b>本来業務事業利益</b>		87,978
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		155,768
2 事業費用		163,878
<b>附帯業務事業利益</b>		-8,110
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		67,593
2 事業費用		57,385
<b>収益業務事業利益</b>		10,208
<b>事業利益</b>		90,076
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1,698	
その他の事業外収益	84,961	86,659
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	18,319	
その他の事業外費用	167	18,486
<b>経常利益</b>		158,249
<b>IV 特別利益</b>		
その他の特別利益	21,206	21,206
<b>V 特別損失</b>		
その他の特別損失	80,573	80,573
<b>税引前当期純利益</b>		98,882
法人税・住民税及び事業税	1,235	1,235
<b>当期純利益</b>		97,647

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。